

新潟市政策企画部が所管する包括連携協定締結に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市が事業者等と締結する包括連携協定のうち、市政策企画部が所管し締結する包括連携協定について適正に取り扱うために定めるものとする。

(目的)

第2条 包括連携協定は、多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題に対応するため、事業者等の持つ知識やノウハウを市政に取り入れ、市民・市・事業者等のそれぞれがメリットを享受できる取組みを推進することで、行政だけでは実現しえない市民サービスの向上や地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者等 市内において事業活動又は公共的活動を行う企業、法人その他の団体であって国、地方公共団体及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学以外の団体をいう。

(2) 連携事業 事業者等が地域の課題解決に向けて自らの申し出により行われる反対給付を伴わない役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為（実費相当の費用負担を伴うものを含む。）をいう。

(3) 包括連携協定 連携事業の実施に当たって必要な事項を定め、市及び事業者等双方の合意の上で締結する協定をいう。

(事業者等の基準)

第4条 包括連携協定の対象とする事業者等の基準は、次の各号のいずれにも該当しないこととする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。

- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの。
- (4) 政治性又は宗教性があるもの。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中のもの。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第2項（昭和22年政令第16号）の規定により、市の一般競争入札等の参加を制限されているもの。
- (7) 国・新潟県・新潟市に納めるべき税金等を滞納しているもの。
- (8) 団体及びその役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ）が、暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるもの。
- (9) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの。
- (10) 役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの。
- (13) 次に掲げる業種に該当するもの。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又はこれに類似する業種。
 - イ ギャンブル等にかかるもの（公営事業を除く）。

(14) その他包括連携協定の対象とする事業者等としてふさわしくないもの。

(連携事業の基準)

第5条 包括連携協定の対象とする連携事業の基準は、次の各号のいずれにも該当しないこととする。

(1) 事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの。

(2) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの。

(3) 法律で禁止されている商品、無認可の商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの。

(4) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの。

(5) 政治的目的又は宗教的目的のおそれがあるもの。

(6) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの。

(7) 事業者等の利益誘導のおそれのあるもの。

(8) その他包括連携協定の対象とする連携事業としてふさわしくないもの。

(締結の要件)

第6条 前条の規定に基づき提案を受け付ける事業は、次のとおりとする。

(1) 提案する事業が次の各号のいずれかに該当すること。

ア 事業者等が社会貢献のために実施する事業で、市との連携により市民サービスの向上や地域の活性化に寄与するもの。

イ 市が既に実施している事業のうち、事業者等との連携によりさらなる市民サービスの向上や地域の活性化が期待できるもの。

ウ その他、事業者等が自らの発意により、市との連携及び協働を希望する事業を実施することにより、市民サービスの向上や地域の活性化が期待できるもの。

(2) 市政策企画部が所管する包括連携協定は、次の各号に定める4つ以上の分野に関する事業の実施の提案であること。

ア 市民活躍に関すること。

イ 文化に関すること。

ウ スポーツに関すること。

エ 子育てに関すること。

オ 教育に関すること。

カ 健康に関すること。

キ 福祉に関すること。

ク 産業に関すること。

ケ 交流に関すること。

コ 安心・安全に関すること。

サ 災害対策に関すること。

シ まちづくりに関すること。

ス インフラに関すること。

セ 環境に関すること。

(包括連携協定の締結)

第7条 市及び事業者等は、前条に掲げる事項について事前協議が整った場合には、連携事業の内容、協定の条件、有効期間その他必要な事項を明記した書面(包括連携協定書)を作成し、包括連携協定を締結する。

2 前項の規定による包括連携協定を締結した場合においても、既に締結している個別協定は無効とはならない。

(実績報告)

第8条 市は、事業者等に対し、包括連携協定に基づく連携事業について実績の報告を求め、事業者等は市が指定する期限までに実績を報告するものとする。

(包括連携協定の有効期間)

第9条 包括連携協定の有効期間は、当該包括連携協定を締結した日の翌日から起算して

3回目の3月31日までとする。

- 2 有効期間満了の1か月前までに市又は事業者等から書面により申し出がない場合には、有効期間満了の翌日から起算して3年間、有効期間を更新するものとし、以後も同様に更新するものとする。ただし、市又は事業者等に特別の事情がある場合には、この限りではない。

(協議の場合)

第10条 市は、包括連携協定の有効期間内に連携事業実績が見込めない事業者等に対し、有効期間満了の1か月前までに包括連携協定の継続又は終了について協議の場を設ける。

- 2 前項に規定する協議により、包括連携協定を終了することとしたときは、市は当該事業者等に対しその旨を書面により通知するものとする。

(包括連携協定の解除)

第11条 市は、包括連携協定を締結している事業者等が、包括連携協定締結後に、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合、包括連携協定を解除することができる。

(1) 当該事業者等が第4条各号に掲げるもの(以下「不適合事由」という。)のいずれかに該当することが明らかとなり、解消または是正される見込みがないと本市が判断したとき。

(2) 次条第2項により、当該事業者等と締結した包括連携協定において連携し協力するとされた事項についての連携又は協力に係る具体的な事務を再開できないとき。

(3) 当該事業者等に市に対する信頼関係を破壊する行為その他の背信行為があったとき。

(4) 当該事業者等が事業譲渡、事業廃止その他の理由により、連携事業を行わなくなると認められるとき。

(5) 当該事業者等が合併、分割又は解散により、連携事業を行わなくなると認められるとき。ただし、事業者等から事業承継後の存続法人において、連携事業を行う旨

の申し出があったときには、この限りではない。

(6) 前各号に掲げる場合以外で、市民の理解を得ることが明らかに難しいなど、市が包括連携協定の存続を不適當であると認めるとき。

2 前項の規定により市が包括連携協定を解除するときは、当該事業者等に対しその旨を書面により通知するものとする。

(連携の中断)

第12条 市は、包括連携協定を締結している事業者等が、不適當事由のいずれかに該当することが明らかとなったが当該不適當事由に該当する状態が解消又は是正される見込みがあると市が判断した場合、当該不適當事由に該当しなくなるまでの間、原則として、当該事業者等と、包括連携協定を締結している状態を維持しつつも、連携事業を行わない旨を書面により通知するものとする。

2 前項に規定する措置を講じた場合において、当該事業者等が当該不適當事由に該当しなくなった旨を書面により市に報告し、市が、当該事業者等が当該不適當事由に該当していないことを確認したときは、連携事業を再開することができる。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和6年1月26日から施行する。

(経過措置)

第6条第2号に規定する締結の要件は、市が事業者等と令和6年1月26日よりも前に締結した包括連携協定については適用せず、なお従前の例による。